

令和4年度 第2回古賀市文化芸術審議会議事録

日 時：令和4年11月17日(木) 14時00分～15時00分

場 所：市役所第一庁舎4階第一委員会室

出 席：審議会委員 都甲康至会長、吉田公子副会長、松田信一郎委員、山本節子委員
坂崎隆一委員、伊藤綾委員、小南未来先生、谷口治委員、大音明洋委員
事務局 横田浩一教育部長、柴田博樹文化課長、杉村幸一歴史資料館長、
文化振興係(平係長、松本)

欠 席：森部忠彦委員

傍聴者：なし

配布資料

- ①レジュメ(事前配布)
- ②【資料1】近隣都市の文化芸術振興計画策定状況(事前配布)
- ③【資料2-1】宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン(後期)(事前配布)
- ④【資料2-2】宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン(後期)補足資料(事前配布)
- ⑤【資料2-3】宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン(後期)補足資料取組一覧(事前配布)
- ⑥【資料3】「第2期古賀市文化芸術振興計画」の構成案(全体の目次)(事前配布)
- ⑦「第1期古賀市文化芸術振興計画」(当日配布)
- ⑧【資料4-1】文化芸術基本法の一部を改正する法律概要(事前配布)
- ⑨【資料4-2】文化芸術基本法リーフレット(事前配布)
- ⑩【冊子】第5次古賀市総合計画(事前配布)
- ⑪【資料5】古賀市文化芸術振興条例施行規則(事前配布)
- ⑫【資料6】第2期古賀市文化芸術振興計画策定スケジュール(予定)(当日配布)

- 1 開会のことば
- 2 教育部長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 協議事項

諮問 第2期古賀市文化芸術振興計画策定について

都甲会長：事務局から進行を引継ぎ、私、都甲が務めさせていただきます。

早速協議事項に入っていきますが、前回の審議会で、事務局にお願いしておりましたが、レジュメでいうと「近隣自治体の文化芸術に関わる計画策定がどんなものだったのか」と、それから「計画の構成目次案」についてお願いしていました。まず最初に、近隣自治体がどんな文化芸術に関わる計画を策定してきたかというその状況について、事務局からご説明していただければと思います。よろしいでしょうか。

事務局：はい。文化課松本です。私から、近隣自治体の文化芸術に係る計画策定状況について説明をさせていただきます。

資料1、資料2をご確認ください。まず、資料1から説明します。前回の審議会時にお話しが出ておりました近隣自治体の文化芸術振興計画の策定状況を確認し、まとめたものとなります。一行目に古賀市を記載しており、以降を近隣自治体の状況ということで記載しております。記載のとおり、文化芸術振興計画として、個別に計画をつくっている都市は、福岡市・北

九州市・宗像市・大野城市・太宰府市、そして今から策定していく那珂川市となっています。

参考資料として、第1期古賀市文化芸術振興計画をつくる際に参考にされたとお話のあった宗像市の計画を、資料2-1～3にて配布しております。宗像市は、資料2-1のとおり平成23年に計画を策定し、平成32年度までの10年計画となっていました。しかし、社会情勢の急激な変化の中、文化芸術の計画はどうしていくべきか、ということで、資料2-2、2-3のとおり、令和6年度まで計画を延長されています。延長期間のことをリビジョンと定められています。近隣都市の文化芸術振興計画の策定状況については以上です。

都甲会長：はい、ありがとうございます。委員の皆様、今の説明に対して何か質問とかありますでしょうか。私から感想ですが、意外と歴史がありそうなまち、歴史の遺産がありそうな、そういう町が振興計画を比較的つくっているという感じを受けました。でも意外と少ないというか、糸島市、小郡市は計画を策定していないのですね。

何か感想でもいいですけど皆さん何かありますでしょうか。意外とよく出来ているなとか、こんなはずじゃないよねとか。なかでも宗像市のビジョンなどは、比較的よく書けていると思いますね。これは外部の、何か専門家のスタッフなどの関係者が、関与されているのでしょうか。事務局で何かそういう情報がありますでしょうか。

事務局：そうですね、宗像市の内容を確認させていただいて、資料2-1の36ページに、文化芸術活動審議会の名簿がありますので、古賀市と同じように、審議会で練られてつくられている、というところだったのかなと思っています。

都甲会長：ということは、計画の作成方法としては、古賀市と同じような方法を用いているということなんでしょうかね。

事務局：そうですね、進め方はおそらく同じだったかと思います。古賀市と違う方法で進められようとしている都市をあげますと、那珂川市です。こちらはコンサルを入れられてから、計画をつくっていくということでお話を伺っています。

都甲会長：なるほど。はい、松田委員。

松田委員：松田です。宗像市の資料を見て、感想ですが、まず審議会のメンバーに地元の大学、教育大の先生方が入っていらっしゃるんですね。やはり地元の先生方が入られるということは、強みじゃないかなということ。この36ページにありましたけれど、入っておられますよね。

それと重点プロジェクトの中で、宗像ユリックスが中核となって、多くの鑑賞型、体験型の事業を実施されているなと思いました。また、実際に宗像大社が世界遺産になった関係もありますけれども、観光ボランティア、それから史跡ボランティアの方が、年中常時活動されているんですね。宗像大社、それから赤間宿にて。

そういうところで、我々古賀市民からしたら、大変うらやましいなど、活動を見て、感じていますので、感想として報告させていただきます。

都甲会長：はい、ありがとうございます。そうですね。私の知人も宗像でボランティアをやっているんですね。結構、活発に活動されていらっしゃるんですね。古賀市の今後の計画に参考にしていければと思っております。

ほか、いかがでしょうか。感想でも、質問でもよろしいかと思いますが。

それでは、資料も踏まえながら、事務局にもう一つお願いをしておりましたが、今後の、古賀市の振興計画について、どういうふうな構成にしていくのか、何を検討していくのかということで目次案をつくっていただきました。資料の3になります。こちらについて、事務局、ご

説明をお願いいたします。

事務局：はい。計画の構成案の説明をさせていただきます。お手元に資料の3と、本日配付いたしました「第1期古賀市文化芸術振興計画」をご確認ください。資料3をメインに、説明させていただきます。第2期の計画の構成案として提示させていただきます。

第2期の計画の構成案は、大きく3部構成とし、第1章・計画作成の基本的考え方、第2章・第2期計画について、第3章・計画の推進について、と考えています。各章内の項目については、記載のとおりです。

第1章1では、計画作成にあたっての文化芸術の意義、文化芸術をめぐる背景とし、国の文化芸術基本法や、第5次古賀市総合計画における位置づけを説明。第1章2では、第1期計画の総括、先に第1章1で触れた内容から第2期計画で新たに追加すべき内容について説明。第1章3では、古賀市文化芸術振興計画と、上位計画との位置づけを図解で表せればと考えています。第2章では、第2期計画の内容について説明します。まず、第2章1で第2期計画の目的、第2章2で全体概要、第2章3と4は連動して、4で計画の基本方針と施策の説明、3で4の図解を表せればと思っています。第3章では、第2章で述べた第2期計画の推進についての説明と考えています。以上、資料3に記載の内容で構成を検討いたしました。皆様と審議を重ねていく内に、各章の各項目の文言は修正が入る可能性もあると思われませんが、事務局案としてこちらを提示いたします。

また、前回の審議会時にお話の出ておりました、国の文化芸術基本法については資料4-1に概要、資料4-2に法のリーフレットを配布しております。また、第5次古賀市総合計画については配布しております水色の冊子で、文化芸術に関する記載の箇所は付箋でお示ししております。説明は以上です。

都甲会長：はい。ありがとうございます。構成案について、質問とか意見とかありますでしょうか。これから、その目次案について審議していきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

大音委員：1点よろしいでしょうか。

都甲会長：はい、大音委員、よろしく願いいたします。

大音委員：はい、まず、資料3、今度第2期の「振興計画」とされていますね。というところで、私がひっかかったのが、資料の4-1で「文化芸術振興基本法」というのが一部改正されて、法律の名称が変わっているの、ここは、第2期ということなので「振興計画」でいいのかなど。

資料の4-1で「文化芸術推進基本計画」ということになっておりますので、「振興」というのは無くなっているんですね。そこが1点目に引っかかったものですから、第1期の名前を踏襲していくのか、ここを変えるのかどうかというのを、まず1点お聞きしたいなと思った次第です。

都甲会長：はい、事務局、よろしく願いいたします。

事務局：ご指摘のとおりですね、確かにここに第1期振興計画を踏襲して書いたわけでございますが、それは芸術推進計画でもよし、芸術計画でもよし、というところも含めて、皆さんとご検討いただければと思っております。以上です。

都甲会長：はい。大音委員、よろしいですか。

大音委員：はい、分かりました。あともう1点ですけれども、文言とかはですね、いろいろ今後調整されていくと思いますけれども、私も昔、委員会の資料をつくった経験からいくと、この

第2章の1で、計画の目的と役割というのが書かれているのですけれども、今回のご提案だと、第1章のところでは、計画策定の背景というのがあるんですが、その計画の目的というのが、何となく、今までの私の経験でいくといいのかなと思っていたものですから。これは今からの審議でどうにもなると思うんですけれども、ちょっとそこが引っかかったものですから。

宗像市の内容も参考にしてみましたけれども、やはり、目的というのが先に来ているので、一般的にはそういうふうにするかなというのを引っかかった次第です。以上です。

都甲会長：今の質問について、もう一度確認したいのですが、それは第2章の第1節で書かれている計画の目的というところですかね。

大音委員：そうです。要はこの第2期振興計画というのを、まず作成するにあたっては、それが目的だというのが最初にあったほうが、普通の資料構成として見やすいのかなというところですよ。

都甲会長：そういうことですね。はい。それについて、事務局いかがですか。

事務局：はい。引き続きありがとうございます。おっしゃるようになりますね、計画の目的というのは、最初に来るべきであろうと思います。これからですね、審議を深めていくに当たって、整理をしていく中で、その辺は整理をさせていただきたいと思っております。以上です。

大音委員：はい、ありがとうございました。

都甲会長：はい。言葉の表現については今後の審議事項として、検討していくようになろうかと思えます。ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

大音委員：すみません。もう1点よろしいですか。いろいろすみません。いえ、いろいろ盛りだくさんなので、もう1点だけすみません。2番の計画作成に係る基本的な考えということで、(1)で第1期計画の総括と書いてありますね。ここで継承する事項、それから改善すべき事項というのがあって、これはまさに、このとおりだと思うんですけれども、いわゆるここで終わるかもしれない、終了した事項というのもあるのであれば、この終了したのがあるから、次に行くんですけれども、項としては終了した事項というのは、簡略して、要はここに何で終了したかというのを記載してまとめておいたほうが、後々報告書を見る段階でスムーズになるかなということで、ちょっとその点を感じた次第です。

都甲会長：はい、ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

事務局：ご指摘ありがとうございます。それでは状況に応じてということになってくると思えますので、また改めてご提案をさせていただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

大音委員：分かりました。ありがとうございます。

都甲会長：ほか、いかがでしょうか。

では、私のほうから1点確認ですが、目次案では大きく第1章と第2章、第3章という構成になっていますが、この第2章というのは、いわゆる、アクションプランに関わることということで理解してよろしいのでしょうか。

はい、事務局、お願いいたします。

事務局：はい。まず第1章におきましては、どこの計画を見ても恐らく同じような内容になっているかと思えます。背景とか、やはりこの頃はコロナなんかで、状況が変わってきておりますので、そういうものを踏まえた基本的な事項が書かれております。

会長がおっしゃいましたように、2章につきましては、国の文化芸術基本法、それから第5次古賀市総合計画、それから教育委員会でありますことから教育大綱やいろいろな計画がござい

ますので、そういうものと整合性をとりながら、第5次古賀市総合計画のアクションプランに相当するような内容が恐らく入ってくるかということに考えております。以上です。

都甲会長：ということは、この第2章のところには、この古賀市の第5次の総合計画の基本構想に関わる施策と関係するようなところも、第2章に関係してくるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

事務局：第5次古賀市総合計画のアクションプランにつきましては、冊子のページ数が多くなってたものですから、お配りはしておりません。それに基づいて、この計画を立てたいという話ですので、あんまり参考になるかどうかというところではあります。現物がないので、非常に説明が難しいですが。

都甲会長：なるほど。

事務局：少し補足で、まず大きな10年スパンの計画が、今お手元にお配りしている冊子になります。また、アクションプランというものが、3年ごとローリングしていく実施計画のようなものになっています。それが全課にまたがっている内容となります。アクションプランについて、どこかでお配りしたほうがよろしいですかね。

都甲会長：何かいろいろ関わりそうなアクションプランがあったように記憶していたのですが。

事務局：150ページほどあるうちの、多分文化課が関係するところは、そんなに多くはないので、そこだけ抜粋して、お渡しをしたいと思います。お送りする方向で検討させていただいてよろしいでしょうか。

都甲会長：要は、目次案では、基本的な考え方と、そういうアクションプランのものを一緒にするということですね、ということの確認です。

事務局：できればそのようにしたいなと思っております。

都甲会長：アクションプランを別冊ではないですよ、ということでの確認だったのですが。

事務局：失礼しました。今回、アクションプランを作成することは、検討していただくことになろうと思いますが、できれば中に内包するという形で毎年ローリングするものではない、ということを考えています。

都甲会長：ということだそうです。委員の皆さん、この構成案、全体の目次について、ご質問並びに意見っていうか、この辺が分からないとか、あろうかと思えますけれど、ありましたら、ご発言いただけると幸いです。はい、坂崎委員。

坂崎委員：はい。すみません、1回目のことを参考になるかどうか分かりませんが、その時のお話しを。

1回目もそうでしたけれど、こんな内容でざっくりと作っておいて、中身を組み立てていかれたときに、もう一度再検討して、作っていく方法は多分建設的ですよ。あまりこっちをがちがちに固めておくと後々の議論が、逆に進まない部分も出てくると思いますので、これぐらいの感じでやりましょうという約束事ぐらいで、今は良いのかなというふうには、これを見た印象ではそう思うところです。

都甲会長：はい、ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。はい、大音委員。

大音委員：大音です。今のご意見、当然いいと思います。ですから忘れてはいけないのは何で、何を書くべきか、ということ、ここに箇条書に事務局のほうではしていただいて、それに基づいて、どこに落とし込むかというのを、順序立てていけばいいんじゃないかと思えます。

今、この内容でも、やはり、まだ何ていうか、議論して成果を総括すべきこと、それから、次

に進めるアクションプランというか、そういったところが必ず見えないので、多分今の委員の方もそこがあまりコメント出来ないというか、いうことになっているんじゃないかと思います。

そこを忘れずにおいて、落とし込んでいけば、あとはどこにそれを入れ込むか、どういうふうに順序立てるかということをするればいいことなので、そういうふうにするればいいんじゃないかと思います。以上です。

都甲会長：はい、ありがとうございました。はい、谷口委員。

谷口委員：この前の審議内容で次の計画っていう形で審議すると思うんですけど、今さっき、お二人が言われたみたいに、書き方とかよりも、中身をどうするかなんです。

多分、回数が3回とか、また来年度もあると思うんですけど、こういう、ざっと見た内容について詰められるかというのがあるんですよ。皆さん来られて、古賀の文化をどう思うかとか、どうしたいかとか、こんな未来は、ということを出す討論の場があって、これが完成すると思っているんです。

宗像市の内容を見ていたんですけど、あそこは指定管理でユリックスがありますよね。市と分かれて、いろんな活動されていますよね。古賀はそういうところはありませんし、何かそういう方向性に持っていてもいいかなという、せつかくの基本計画だったら、そういうのを前提として、活発にするにはという形でお話を進めるとか。

私、第九の会とか入っているんですけど、宗像の第九の会は、地域や大学とかと連携していて、世界遺産の分で、別に自分たちで作曲して、詩をつくって、それをCDにして、各学校のところで歌を披露されているとか。古賀は歌っているだけだけど、向こうはトータル的に全市的な活動みたいな形で、コーディネートされているんです。そういうのがやはりユリックスとかそういう文化的に融合して、みんなやろうというのがあるからできるんだと思います。古賀はまだそこまで進んでないし、その話を第九で聞いたときに古賀でも何か、そういうのが出来ないかなって、ちょっと思ったんですけど。この案にとってどういうことをやって、未来の10年間どういうことをしたいっていうか、活性化出来たらいいなっていうのをつくり上げたいなと私は思っています。はい。

都甲会長：宗像市は、そういうところまで幅広くやってらっしゃるのですか。なるほど。ありがとうございます。もうひとつ方、おふた方、何かありましたら。

山本さん。いかがでしょうか。

山本委員：すみません。一応資料は送られてはきていたんですけど、なかなか確認する暇がなくて、今、聞いてるような状態ではあります。はい。先ほど、お二人が言われたような形で、進めていければいいなと思います。

都甲会長：はい、ありがとうございます。そうしましたら、いずれにしても今後、この目次をもとに、細かく内容を検討していくためには、やはり審議会の前というか、何らかのワーキング、規約のほうでは専門部会というふうになっているようですけども、それを立ち上げて、そこで議論を深めていくような方向にしていきたいと思います。いかがでしょうか。

それを議事次第で言うと、協議事項の3番目の専門部会の設置というようなことになります。それを次に協議をしていきたいと思うのですが、この専門部会の設置の根拠というのが、資料5になります。こちらは事務局のほうから説明していただきましょう。

事務局：はい。お配りしております資料の5、古賀市文化芸術振興条例施行規則の分でございます。こちらの表面、第5条になります。専門部会について記載をしております。「会長は、特に

専門的な検討又は協議の必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。」となっておりまして、できる規定になっております。部会の委員につきましては、「審議会の委員のうちから会長が指名する。」というふうになっております。

それから「部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。」というふうになってございます。それから4番目が「部会長は、部会を掌理し、部会における会議の経過及び結果を審議会の会議において報告する。」となっておりますことから、審議会においてのご報告が、必要になってくるかと思えます。

裏面には部会長に事故があるとき、と書いてございますので、あわせてご覧ください。以上でございます。

都甲会長：はい、ありがとうございます。まず、皆様にお諮りしたいのは、前回の審議会で、この第2回の審議会で、専門部会の設置の有無について、協議するという事になっていましたので、まず、この専門部会を設置して、細かいところは、その部会の中で、まず、事前に協議をしていくという方法をとりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

これについて、採決の前に何か意見がありますでしょうか。

大音委員：意義ありません。賛成です。

都甲会長：ありがとうございます。一応、賛成の方、挙手ということでお願いできますでしょうか。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。専門部会を立ち上げて、この計画を検討していくという方法を採用していきたいと思えます。

それで次に悩ましいのが、この施行規則には、第5条の第2項で指名をすることができるってなっています。皆さん、お忙しいかと思うのですが、私になってもいいですよという方はいませんか…。本当は、吉田先生に参加していただけたらうれしいのですが、なかなかそこまで強制はできないので、事務局を通じて、もし、この専門部会が設置することになった場合、何名かの方に事前に打診してはいたしましたが、なかなか悩ましいです。どうしましょうか。

それでは、私からの指名ということで、まず、させていただいてもよろしいですか。

では、前回の知見を活かしていただくということで、坂崎さんに、専門部会の委員としてお願いできないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

坂崎委員：頑張りたいと思えます。

都甲会長：ありがとうございます。それから、伊藤さんをお願いできますでしょうか。

伊藤委員：はい。

都甲会長：ありがとうございます。もう、おひと方はいかがかなと思っております。私は一応、専門部会の部会長にはなれないので、立場上、オブザーバーという形で参加させていただきたいと思っております。皆さんお忙しいですよ。

谷口委員：私してもいいですよ。

都甲会長：よろしいですか。うれしいです、ありがとうございます。谷口さん、すみませんけれど、よろしく願いいたします。

他の委員についても、内容によっては参加していただくということをお願いしたいと思えます。それはその都度、申し訳ないですけど、指名させていただければと思っております。やは

り全員参加で何らかの形でつくり上げていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

部会の日程等については今後のこともありますので、これは事務局に日程調整をしていただきたいと思っております。いずれにしても、次回の審議会の1か月ぐらい前の実施というのが、私の思っているスケジュールです。このため、次回の審議会の1か月前に、最低でも1回、専門部会で計画の内容を議論をして中身を詰めて、それをもとに審議会に臨むというようなスタイルでいければと思っております。

前回のときは、第1期のときは相当何回もやられたかと思っておりますが、回数云々についてはまた別途相談させていただければと思っております。場合によっては、遠隔でもいいと考えています。

はい、坂崎委員。

坂崎委員：はい。できる限り、引き受けさせていただきたいと思っておりますが、なかなか忙しいので申し訳ないのですが、僕らっていうか何人かで専門部会を引き受けることになっても、多分今出席してらっしゃる方それぞれに専門の部分とか、例えば先生だったり、学校のことだったり、いろいろあるかと思っております。その都度、例えばオンラインとかで、この回にこんな話をしたいので、参加していただけますか、というフレキシブルな出入りができるような会にさせていただいたほうが、よりやりやすいですし、僕はできれば吉田先生には、ぜひご協力いただきたいので、オンラインでも、たまにでもよければということであればご考慮いただけないかなと、個人的に非常に思うところではございます。そういうことも含めて、できれば、こういうリアルな空間じゃなく、オンラインで進められれば回数や時間も、省略ができるかと思っておりますのでそちらでできればなと思っております。よろしく申し上げます。

都甲会長：ありがとうございます。やはり、皆さんも参加していただきたいと思っております。はい、大音委員。

大音委員：ちょっと確認させていただきます。今、指名された方、坂崎さん、伊藤さん、谷口さん、ですね。それと、吉田副会長さんもですか。今三人、確認しましたがけれど、四人ですか。

都甲会長：吉田副会長、ぜひ委員にとは思いますが事情がおありのようですので、すみませんが、吉田副会長本人の口から、事情をご説明いただければと思っております。

吉田副会長：すみません、専門部会ということで、今、坂崎委員からお話がありましたように、本当に申し訳ないのですが、私がメインで、メンバーになるっていうのは時間的に厳しいです。皆さんもお忙しいと思うんですけども、申し訳ありません。

でも、今お話がありましたように、内容に応じて、私もそうですけれども、それぞれが出入りがしやすい、開かれた会議を持ちながら、皆さんと策定していければいいんじゃないかなというふうに思います。もちろん協力、というよりも、一緒にさせていただきますので、よろしく申し上げます。

都甲会長：はい。ということで、専門部会としては3名ということでよろしく申し上げます。3名で、あとは柔軟に会議を運営していくということで、部会長を坂崎さんをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

坂崎委員：僕ですか。

都甲会長：だめですかね。そうですね。。。

坂崎委員：なかなか忙しくて、時間的に厳しいですが。じゃあ、伊藤さんでいいのかというわけ

にもいかず、谷口さんでいいのかというわけにもいかないよな、となってきました、やはり自分に返ってくるなと思いますので、頑張りたいと思います。

都甲会長：よろしくお願ひします。遠隔で実施する場合の方法とか、その辺はまた相談しましょう。事務局がそのときは入れるかどうかちょっと不安ですけど。大丈夫ですよ。

事務局：大丈夫です。

都甲会長：はい、ありがとうございます。ということで、専門部会の設置と、それから委員に関わるところまで協議事項が終わりましたので、それを踏まえて、今後のスケジュールがどのようになるかというところについて、事務局の方から説明をお願いいたします。何か資料はありますか。

事務局：はい。今から追加の資料についてお配りさせていただきます。

(資料配布)

お待たせしました。今後のスケジュールについて、説明させていただきます。専門部会ありとなりましたので、今お渡しいたしました資料のとおりになってくるかと思われます。

前回お示ししたスケジュールは審議会の列だけでしたが、その横に専門部会の列を追加しております。会長からもお話がありましたように、会議の前に計画の素案を組み立てるため、専門部会を1、2回実施できればと考えています。令和4年度第3回～令和5年度第3回までに計画の組み立て、パブコメまでの素案を作成いたします。素案作成まで約1年という期間で行なっていきます。皆様引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

都甲会長：ありがとうございます。そうするとこの、第3回の審議会がいつぐらいになりそうですかね。これによって専門部会の日程をどのあたりで実施するかという調整が必要になってくるかと思ひます。

事務局：次第の5で、第3回の審議会について日程調整をしようと思ひていましたけれど、今、行いましょうか。第3回の審議会は、3月に古賀市議会がありますので、2月で調整をさせていただきます。候補としては、2月6日(月)、もしくは2月9日(木)の14時から。皆様のご都合はいかがでしょう。

都甲会長：私はどちらの日程でも大丈夫です。吉田先生は、2月の6日か9日、学校ですよ。月曜日か木曜日、どちらの方だったら、ご都合がよろしいですか。

吉田副会長：はい。9日でしたら大丈夫そうです。皆さんいかがでしょう。

都甲会長：同じ時間でよろしいですか。それでは、2月9日(木)の、14時からということですね。

事務局：次回の会議は2月9日(木)14時ということで、その前に、専門部会を一度実施します。

都甲会長：それでは専門部会は、個別に日程調整をしましょう。それではこれで協議事項は終わりますが、事務局に議事をお渡しする前に、委員の皆様から何かありますでしょうか。大丈夫そうですか。それでは、協議事項としては以上にしたひと思ひます。事務局の方に、進行をお渡しいたします。

5 その他

6 閉会のことば